

|                     |   |
|---------------------|---|
| <p>裁判所/<br/>年月日</p> | <p>最高裁平成8年4月25日（民集50巻5号1221頁）</p>   |
| <p>概要</p>           | <p>交通事故の被害者が事故に起因する後遺障害により労働能力の一部を喪失した場合における逸失利益の算定に当たっては、<b>事故後に別の原因により被害者が死亡したとしても、事故の時点で、その死亡の原因となる具体的事由が存在し、近い将来における死亡が客観的に予測されていたなどの特段の事情がない限り、当該死亡の事実は就労可能期間の認定上考慮すべきものではない。</b>（民法第416条、第709条）</p>   |
| <p>判示内容</p>         | <p>交通事故の被害者が事故に起因する障害のために身体的機能の一部を喪失し、労働能力の一部を喪失した場合において、いわゆる逸失利益の算定に当たっては、その後に被害者が死亡したとしても、交通事故の時点で、その死亡の原因となる具体的事由が存在し、近い将来における死亡が客観的に予測されていたなどの特段の事情がない限り、死亡の事実は、就労可能期間の認定上考慮すべきではないと解するのが相当である。</p> <p>けだし、労働能力の一部喪失による損害は、交通事故の時に一定の内容のものとして発生しているのであるから、交通事故の後に生じた事由によってその内容に消長を来すものではなく、その逸失利益の額は、交通事故当時における被害者の年齢、職業、健康状態等の個別要素と平均稼働年数、平均余命等に関する統計資料から導かれる就労可能期間に基づいて算定すべきものであって、交通事故の後に被害者が死亡したことは、前期特段の事情がない限り、就労可能期間の認定に当たって考慮すべきものとはいえないからである。</p> <p>また、交通事故の被害者が事故後にたまたま別の原因で死亡したことにより、賠償義務を負担するものがその義務の全部又は一部を免れ、他方被害者ないしその遺族が事故により生じた損害の補填を受けることができなくなるというのでは、衝平の理念に反することになる。</p> |

# 不法行為の損害賠償金に係る裁判例

|             |   |
|-------------|---|
| 裁判所/<br>年月日 | 最高裁平成8年5月31日（民集50巻6号1323頁）  |
| 概要          | <p>①交通事故の被害者がその後に第二の交通事故により死亡した場合に<u>最初の交通事故の後遺障害による財産上の損害の額の算定に当たり被害者の死亡を考慮すべきではない</u>（民法第416条、第709条）</p> <p>②<u>交通事故の被害者が事故後に死亡した場合</u>、後遺障害による財産上の損害の額の算定に当たっては、<u>当該交通事故と被害者の死亡との間に相当因果関係がある場合に限り、死亡後の生活費を控除できる</u>。（民法第709条）</p>   |
| 判示内容        | <p>①交通事故の被害者が事故に起因する後遺障害のために労働能力の一部を喪失した場合における財産上の損害の額を算定するに当たっては、その後に被害者が死亡したとしても、交通事故の時点で、その死亡の原因となる具体的事由が存在し、近い将来における死亡が客観的に予測されていたなどの特段の事情がない限り、当該死亡の事実は就労可能期間の算定上考慮すべきものではない（略）。右のように解すべきことは、被害者の死亡が病気、事故、自殺、天災等のいかなる事由に基づくものか、死亡につき不法行為等に基づく責任を負担すべき第三者が存在するかどうかといった事情によって異なるものではない。</p> <p>本件のように被害者が第二の交通事故によって死亡した場合、それが第三者の不法行為によるものであっても、右第三者の負担すべき賠償額は最初の交通事故に基づく後遺障害により低下した被害者の労働能力を前提として算定すべきものであるから、前記のように解することによって初めて、被害者ないしその遺族が、前後二つの交通事故により被害者が被った全損害についての賠償を受けることが可能になるのである。</p> <p>②交通事故の被害者が事故に起因する後遺障害のために労働能力の一部を喪失した後に死亡した場合、労働能力の一部損失による財産上の損害の算定に当たっては、交通事故と被害者の死亡との間に相当因果関係があつて死亡による損害の賠償をも請求できる場合に限り、死亡後の生活費を控除することができるのと解するのが相当である。</p> <p>けだし、交通事故と死亡との間の相当な因果関係が認められない場合には、被害者が死亡により生活費の支出を必要としなくなったことは、損害の原因と同一原因により生じたものということができず、両者は損益相殺の法理又はその類推適用により控除すべき損失と利得の関係にないからである。</p> |

# 不法行為の損害賠償金に係る裁判例

|             |  |
|-------------|--|
| 裁判所/<br>年月日 | 最高裁平成11年12月20日（民集53巻9号2038頁）   |
| 概要          | <b><u>交通事故の被害者が事故のため介護を要する状態となった後に別の原因により死亡した場合には、死亡後の期間にかかる介護費用を交通事故による損害として請求することはできない。</u></b> （民法第416条、第709条）  |
| 判示内容        | <p>介護費用の賠償については、逸失利益の賠償とはおのずから別個の考慮を必要とする。すなわち、</p> <p>（一）介護費用の賠償は、被害者において現実に支出すべき費用を補填するものであり、判決において将来の介護費用の支払いを命ずるのは、引き続き被害者の介護を必要とする蓋然性が認められるからにはほかならない。</p> <p>ところが、被害者が死亡すれば、その時点以降の介護は不要となるのであるから、もはや介護費用の賠償を命ずべき理由はなく、その費用をなお加害者に負担させることは、被害者ないしその遺族に根拠のない利得を与える結果となり、かえって衝平の理念に反することになる。</p> <p>（二）交通事故による損害金賠償請求訴訟において一時金賠償方式を採る場合には、損害は交通事故の時に一定の内容のものとして発生したと観念され、交通事故後の生じた事由によって損害の内容に消長を来さないものとされるのであるが、衝平性の裏付けが欠ける場合にまで、このような法的な擬制を及ぼすことは相当ではない。</p> <p>（三）被害者死亡後の介護費用が損害に当たらないとすると、被害者が事実審の口頭弁論終結前に死亡した場合とその後死亡した場合とで賠償すべき損害額が異なることがあり得るが、このことは被害者死亡後の介護費用を損害として認める理由になるものではない。</p> <p>以上によれば、交通事故の被害者が事故後に別の原因により死亡した場合には、死亡後に要したであろう介護費用を損害として請求することはできないと解するのが相当である。</p> |